

長崎医療技術専門学校における新型コロナウイルス感染予防対策について

(2020. 12. 14 更新)

《毎日の体調管理と生活管理（登下校時）について》

1. 毎日、朝、夜2回体温を計測し、行動記録と共に記録・管理すること。
2. 発熱等の風邪の症状が見られるときは、無理をせずに外出を控え、速やかに受診、自宅で休養すること。発熱や強い倦怠感があるときは、必ず学校（または担任）に報告すること。
3. 十分な睡眠と栄養を取って体調を整え、マスクの着用や石鹸を使ったこまめな手洗い等を行うこと。清潔なタオル・ハンカチを持つよう準備する。建物に入る時は、手洗いや手指消毒剤による衛生管理を行ってから入室すること。
咳やくしゃみが出そうなときは、素手を使わず、マスク・ティッシュ・袖で口や鼻をおさえること。
4. 外出する場合は、(1)換気の悪い密閉空間(2)多くの人の密集する場所(3)密接した会話を避ける等の3密空間を避けること。
5. 集会（食事会等を含む）や濃厚接触の可能性があるイベント（コンサート・スポーツ観戦等）への参加は禁止する。
6. 不要不急の県境を越える移動は禁止する。やむを得ず県境を越える場合（実習、就職活動、受験、帰省等）は、事前に担任に相談すること。事前に県境移動届を提出し、長崎に戻った後に、行動記録表、体調管理記入表、登校許可願※を提出し、許可が得られれば、登校制限はしない。事前許可を受けていない、登校許可が得られない場合は2週間登校を禁止する。

※登校許可願条件

- ①制限地域内で飲酒、会食を行っていない ②制限地域に移動した日から登校当日までの間に体調不良が無い ③COCOAによって陽性者と接触が無い

7. 県外への移動を伴う就職活動については、1、2年生の臨床実習への影響を考慮し、対象学年の実習開始2週間前の接触を防ぐため、10月26日～11月8日、1月12日～24日の間は原則禁止とする。この期間にやむを得ず県境を越える場合は、行動予定・記録表、登校許可願の提出に加え、一定期間登校を禁止することがある。
8. アルバイトは原則禁止する。
9. 外食、会食、娯楽施設（カラオケ、ゲームセンター等）利用は禁止する。

《休み時間や昼食時における対策》

1. 人の出入りが多い玄関や職員室、教室、トイレのドア、階段の手すりなどは定期的にアルコール消毒を行い、校内の衛生管理を徹底する。
2. 昼休みは、教室だけでなく講堂や実習室、屋外へ移動することも勧め、3密空間を避ける環境作りに努めること。
3. 各自の持ち物や机の上などは各自で清潔に保つよう管理すること。
4. 飲食（昼食や水分補給）をする場合は、十分に換気し適度な距離を取りつつ対面を避けること。また、マスクは飲食のタイミングの時だけ外し、それ以外はマスクを着用する（またはハンカチで口元を隠す）こと。マスクを外した状態での会話はつつしみ、大声での会話は禁止。